

○防衛省告示第百七十七号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示（令和五年防衛省告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

防衛大臣 小泉 進次郎

海上自衛隊舞鶴海上訓練指導隊の項を次のように改める。

海上自衛隊舞鶴水上訓練指導隊	舞鶴地方総監
----------------	--------

海上自衛隊呉警備隊の項を次のように改める。

海上自衛隊呉艦隊基地隊	呉地方総監
-------------	-------

海上自衛隊舞鶴警備隊の項を次のように改める。

海上自衛隊舞鶴艦隊基地隊

舞鶴地方総監